

証券コード 320A
(発送日) 2026年9月14日
(電子提供措置の開始日) 2026年9月8日

株 主 各 位

東京都千代田区神田錦町三丁目3番地

株式会社D&I

代表取締役 小林鉄郎

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://ir.dandi.co.jp/>

電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（D&I）又は証券コード（320A）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR 情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年9月28日（月曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取扱いいたします。

敬 具

記

1. 日 時 2026年9月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田錦町三丁目3番地竹橋3－3ビル5F 本社会議室
3. 目的事項
報告事項 第17期(2025年7月1日から2026年6月30日まで)事業報告の件
決議事項
第1号議案 第17期(2025年7月1日から2026年6月30日まで)計算書類承認の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 取締役の報酬等額改定の件
第5号議案 監査役の報酬等額改定の件
第6号議案 スtock・オプションとしての新株予約権を発行する件
第7号議案 取締役に対するStock・オプション報酬額の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

事 業 報 告

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、社会経済活動の正常化が定着し緩やかな回復基調にあるものの、長期化するインフレや為替の変動、地政学的リスクなどの影響により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境下において、中小企業を取り巻く経営環境は、原材料費やエネルギー価格の高止まり、さらには深刻さを増す構造的な人手不足により、引き続き厳しい状況に置かれています。

障害者雇用関連では、社会全体で多様性と包摂性が重視されるようになってきております。障害者雇用支援、就労移行支援事業、放課後等デイサービスは、こうした社会的背景の中で重要な役割を果たしており、政府の支援策強化や法整備の進展に伴い、各分野での需要が高まっております。

このような環境のもと、「BEYOND ALL BORDERS」を理念に、「誰もが挑戦できる社会をつくる」を当社が果たすべき使命としてミッション、「義務から戦力へ、人生に選択肢を」を社会及び顧客に提供する価値としてバリューに掲げ、会社経営の基本方針としております。

障害者領域において、障害者雇用支援教育事業（マッチングプラットフォームサービス、定着プラットフォームサービス、教育サービス）を行っており、「潜在労働者層の戦力化プラットフォームを構築し、日本の社会課題を解決する」を中長期的に目指すビジョンと定め、営業活動を行ってまいりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は853,882千円（前年同期比14.0%増）、営業利益39,034千円（前年同期は50,883千円の営業損失）、経常利益36,545千円（前年同期は46,289千円の経常損失）、当期純利益22,742千円（前年同期は30,534千円の当期純損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

①提供サービスの品質向上

当社が提供する障害者雇用支援教育事業は、お客様や利用者の課題・ニーズの多様化・複雑化が進んでおり、これに対応するためには提供サービスの品質の維持・向上が重要な課題であると認識しております。そのため、社外専門家による担当者への助言機会の確保や、担当者によってサービスの質に偏りが生じないように、チーム内だけでなく全社内でも適宜ノウハウ共有および発信を行っております。加えて、AI技術の活用により、利用者の状況やニーズの分析精度を高め、より個別性の高い支援の提供を可能にすることで、サービスの質のさらなる向上を図ってまいります。

②営業体制の構築・強化

当社が提供するマッチングプラットフォームサービスおよび定着プラットフォームサービスは、いずれも企業を顧客とするものであり、これらの共通顧客との関係性をより強固なものとし、事業の成長を加速させるためには、営業体制の構築・強化が重要な課題であると認識しております。具体的には、営業活動の効率化と提案力の向上を図るとともに、顧客情報の一元管理やデータ活用による営業機能の高度化を推進してまいります。これにより、顧客ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とし、サービスの品質向上と継続的な収益基盤の強化を目指します。

③人材の確保と育成

当社の障害者雇用支援教育事業は、お客様や利用者に対する直接的なサービス提供が主であることから、当社の事業運営にあたっては優秀な人材の確保、育成、定着が重要課題であると認識しております。継続して事業を拡大し、安定的な利益を確保するため、引き続き、人員計画に基づいた優秀な人材の積極的な採用に努めるとともに、サービスごとの教育育成プログラムの策定、公正公

平な人事制度の構築や、より良い労働環境の整備などの取組みをさらに強化・充実させてまいります。

④Webマーケティングの強化

当社のマッチングプラットフォームサービスは競合他社が比較的多く存在し、企業及び障害者の求職者獲得が重要であると認識しております。競合他社と比較して当社のサービスをより多くの顧客に届けるためには、徹底的なマーケティング戦略の施策・施行が求められます。障害者雇用の課題解決に関する事例や障害者の就職に関する記事を発信し、顧客が求める情報提供に努めることでSEO対策を強化してまいります。また、Googleリスティング広告等のWeb集客は引き続き当社マーケティングの柱として行いつつ、その他のWeb集客方法の模索と確立を行ってまいります。そして、マッチングプラットフォームサービスでの集客ノウハウを定着プラットフォームサービス及び教育サービスにも活用し、会社全体のWebマーケティングを強化することで、当社の安定的な経営基盤の土台作りを、より緻密に、そしてスピーディーに取り組んでまいります。

⑤関係法令の遵守と内部管理体制の強化

当社の障害者雇用支援教育事業における人材紹介サービスや障害福祉サービスは、職業安定法や障害者総合支援法をはじめとした関係法令の遵守が前提となっております。当社は関係法令の法改正に柔軟に対応するとともに、コーポレート部門の人材採用、内部監査の実施、情報セキュリティの強化などを通じて、内部管理体制の強化を図っております。内部統制の実効性を高め、当社のコーポレート・ガバナンス体制及びコンプライアンス体制を一層整備してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	第14期 (2023年6月)	第15期 (2024年6月)	第16期 (2025年6月)	第17期(当期) (2026年6月)
売上高 (千円)	623,104	723,224	748,759	853,882
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	30,111	12,502	△46,289	36,545
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	21,522	8,984	△30,534	22,742
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△) (円)	7.17	2.99	△9.93	7.31
純資産額 (千円)	48,852	57,837	82,302	105,045
総資産額 (千円)	332,975	372,442	469,665	458,234
1株当たり純資産額 (円)	16.28	19.28	26.46	33.78

(注) 当社は、2024年10月11日付で普通株式1株につき10株に分割しております。そのため、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2026年6月30日現在)

当社は「障害者雇用支援教育事業」の単一セグメントであります。「マッチングプラットフォームサービス」、「定着プラットフォームサービス」、「教育サービス」を軸に展開しております。

事業	事業内容
マッチングプラットフォームサービス	企業へ障害者求職者を紹介する人材紹介サービス
定着プラットフォームサービス	テレワーク型障害者雇用支援サービス、障害者定着支援サービス、障害者雇用コンサルティングサービス、障害者総合支援法に基づく福祉サービス
教育サービス	児童福祉法に基づく障害福祉サービス

(8) 主要な事業所（2026年6月30日現在）

事業所名	所在地
本社	東京都千代田区
大阪営業所	大阪府大阪市北区
エンカクサテライト	山口県岩国市
ワークイズ	東京都大田区
テラコヤキッズ新宿本教室	東京都新宿区
テラコヤキッズゆめ気球教室	東京都大田区
テラコヤキッズ川崎教室	神奈川県川崎市川崎区
テラコヤキッズ阿倍野教室	大阪府大阪市阿倍野区

(9) 従業員の状況（2026年6月30日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
79名(32名)	5名減	35歳3ヶ月	3年5ヶ月

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイム、人材会社からの派遣社員を含む）は、最近1年間の平均人員を（）外数で記載しております。

(10) 主要な借入先（2026年6月30日現在）

借入先	借入残高（千円）
株式会社りそな銀行	74,753
株式会社日本政策金融公庫	53,850
株式会社商工組合中央金庫	43,240
株式会社北國銀行	32,486
株式会社三井住友銀行	30,893

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式の総数 12,000,000株

(2) 発行済株式の総数 3,110,000株

(3) 株主数 4名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社T K	2,700,000 株	86.816 %
小林 鉄郎	249,900 株	8.035 %
ほくりくスタートアップコミュニティ 投資事業有限責任組合	160,000 株	5.144 %
株式会社リハス	100 株	0.003 %

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況

- ・新株予約権の数

1,875個

- ・目的となる株式の種類および数

普通株式 18,750株（新株予約権 1 個につき10株）

（注）2024年10月10日開催の取締役会決議により、2024年10月11日付で普通株式 1 株を10株に分割しております。これにより新株予約権の目的となる株式の数が1,875株から18,750株に変更になっております。

- ・当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次	行使期限	払込金額	行使価格	個数	保有者数
取締役	第 1 回	2026年 2 月22日 ～2034年 2 月20日	無償	1個あたり115円 (1株あたり12円)	1,875個	2 名
取締役	第 3 回	2027年10月 1 日 ～2035年 9 月30日	無償	1個あたり5,000円 (1株あたり500円)	410個	2 名

（注）2024年10月10日開催の取締役会決議により、2024年10月11日付で普通株式 1 株を10株に分割しております。これにより1株あたり行使価格が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

		第 3 回新株予約権
発行決議日		2025年 9 月30日
発行年月日		2025年10月 1 日
新株予約権の数		5,270個
新株予約権の目的となる株式の種類 および数		普通株式52,700株 (新株予約権 1 個につき10株)
払込金額		無償
行使価格		新株予約権1個あたり5,000円 (1株あたり500円)
行使期間		2027年10月 1 日～2035年 9 月30日
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数 5,270個 目的となる株式数 52,700株 交付対象者数 96名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
小林 鉄郎	代表取締役	
谷口 真市	取締役 管理部長	
関根 市郎	取締役	
鎌田 智	監査役	鎌田法律事務所 代表 オープンテクノロジー株式会社 監査役

(注) 鎌田智氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2024年9月25日開催の第15回定時株主総会において年額3,840万円以内と決議されております。

監査役の金銭報酬の額は、2024年9月25日開催の第15回定時株主総会において年額120万円以内と決議しております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役小林鉄郎が取締役の個人別の報酬等の具体的な内容を決定しております。取締役会が代表取締役にこれらの決定を委任した理由は、当社全体の業務執行を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには、代表取締役が最も適していると判断したためであります。

③ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	34,260 (－)	34,260 (－)	－ (－)	－ (－)	3 (－)
監査役 (うち社外監査役)	1,200 (1,200)	1,200 (1,200)	－ (－)	－ (－)	1 (1)

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

社外監査役鎌田智氏は鎌田法律事務所の代表、オープンテクノロジー株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社と各兼務先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	区分	主な活動状況
鎌田 智	監査役	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回に出席し、弁護士としての専門性と豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

貸 借 対 照 表

(2026年 6 月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	384,047	流動負債	208,062
現金及び預金	269,916	1年以内返済予定の長期借入金	104,832
売掛金	97,706	未払金	3,771
前払費用	14,495	未払費用	36,523
その他	1,929	賞与引当金	37,609
		未払法人税等	2,474
		未払消費税等	17,910
固定資産		前受金	660
有形固定資産	9,829	返金負債	945
建物	7,412	その他	3,336
建物附属設備	1,889		
工具、器具及び備品	526	固定負債	145,126
		長期借入金	136,230
無形固定資産	28,322	資産除去債務	8,896
ソフトウェア	24,395		
ソフトウェア仮勘定	3,926	負債合計	353,188
投資その他の資産	36,034	(純資産の部)	
長期前払費用	544	株主資本	105,045
敷金	14,514	資本金	37,500
差入保証金	1,939	資本剰余金	27,500
繰延税金資産	19,034	資本準備金	27,500
		利益剰余金	40,045
		その他利益剰余金	40,045
		繰越利益剰余金	40,045
		純資産合計	105,045
資産合計	458,234	負債・純資産合計	458,234

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（ 2025年 7 月 1 日から
2026年 6 月 30日まで ）

（単位：千円）

科 目	金 額
売上高	853,882
売上原価	290,616
売上総利益	563,265
販売費及び一般管理費	524,231
営業利益	39,034
営業外収益	2,107
営業外費用	4,597
経常利益	36,545
特別利益	—
特別損失	1,735
税引前当期純利益	34,809
法人税、住民税及び事業税	2,474
法人税等調整額	9,593
当期純利益	22,742

（注）記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年7月1日から)
(2026年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利 益 剰余金			
当期首残高	37, 500	27, 500	27, 500	17, 302	17, 302	82, 302	82, 302
当期変動額							
当期純利益				22, 742	22, 742	22, 742	22, 742
当期変動額合計	—	—	—	22, 742	22, 742	22, 742	22, 742
当期末残高	37, 500	27, 500	27, 500	40, 045	40, 045	105, 045	105, 045

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、2009年8月以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降取得した建物附属設備については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～24年
工具、器具及び備品	6～10年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

2. 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

<マッチングプラットフォームサービス>

マッチングプラットフォームサービスとして、人材紹介サービスと求人サイトであるBABナビの運営を行っております。

人材紹介サービスでは、障害者求職者と企業とのマッチングを行っており、当社が紹介した障害者が企業に入社した時点で収益を認識しております。

BABナビでは、契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間に渡り収益を認識しております。

<定着プラットフォームサービス>

定着プラットフォームサービスとして、テレワーク型障害者雇用支援サービス、障害者定着支援サービス、障害者雇用コンサルティングサービス、障害者総合支援法に基づく福祉サービス（就労移行支援「ワークイズ」）を行っております。

テレワーク型障害者雇用支援サービスでは、障害者テレワークのための就労支援サービスを行っており、利用者にサービスを提供した時点で収益を認識しております。

障害者定着支援サービスでは、主として利用者との契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間に渡り収益を認識しております。

障害者雇用コンサルティングサービスでは、顧客との契約における履行義務の充足に従い、当社から利用者に対するサービスを提供した時点で収益を認識しております。

就労移行支援「ワークイズ」では、利用者との契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間に渡り収益を認識しております。

<教育サービス>

教育サービスでは児童福祉法に基づく障害福祉サービス（放課後等デイサービス「テラコヤキッズ」）を行っており、利用者との契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間に渡り収益を認識しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度 (2026年6月30日)
有形固定資産	9,829
無形固定資産	28,322
減損損失	1,735

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社は、事業用資産について、継続的に損益の把握を行っている事業単位を基礎として資産のグルーピングを行い、営業活動から生ずる利益が継続してマイナスとなっていること、使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化が生じていること等を減損の兆候として識別しております。各資産又は資産グループに減損の兆候がある場合、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

②主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画に基づく売上及び利益の予測を主要な仮定としております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに係る主要な仮定は不確実性が高く、予想値との乖離が生じる可能性があります。予想値との乖離が生じた場合、翌事業年度において追加の減損損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産の金額は、計算書類「個別注記表（税効果会計関係に関する注記）」に記載の金額と同一であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表における繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表等に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

9,575千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	3,110,000株
------	------------

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(税効果会計関係に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	12,945千円
返金負債	325
敷金償却	2,202
資産除去債務	3,062
未払事業税	159
減損損失	597
繰延税金資産小計	19,292
繰延税金資産合計	19,292
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	257
繰延税金負債合計	257
繰延税金資産の純額	19,034

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払費用等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

未払費用、未払金、短期借入金及び長期借入金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金	14,514	14,276	△238
(2) 差入保証金	1,939	1,931	△7
資産計	16,454	16,207	△246
(1) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	241,062	241,924	862
負債計	241,062	241,924	862

(※1) 現金及び預金、売掛金、未払金、未払費用については、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 敷金の「貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務（簡便法）の未償却残高）が含まれております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2026年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金	—	14,276	—	14,276
差入保証金	—	1,931	—	1,931
資産計	—	16,207	—	16,207
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	241,924	—	241,924
負債計	—	241,924	—	241,924

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

1. 敷金、差入保証金

敷金、差入保証金の時価は、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務（簡便法）の未償却残高）を除き、その将来のキャッシュ・フローを返還予定時期に基づき、国債利回り等適切な指標により割り引く方法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

2. 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価のうち、変動金利の借入は金利の変動を反映していることから、時価は当該帳簿価額によっており、固定金利の借入は元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（賃貸等不動産に関する注記）

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

該当事項はありません。

（収益認識に関する注記）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

（単位：千円）

	当事業年度 （自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）
マッチングプラットフォームサービス	311,599
定着プラットフォームサービス	412,078
教育サービス	130,204
顧客との契約から生じる収益	853,882
その他の収益	—
外部顧客への売上高	853,882

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）3. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（1）契約資産及び契約負債（前受金）の残高等

（単位：千円）

	当事業年度 （2026年6月30日）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	99,240
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	97,706
契約負債（前受金）（期首残高）	1,188
契約負債（前受金）（期末残高）	660

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、契約期間が1年を越える重要な取引がないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

3. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	小林 鉄郎	当社 代表取締役	(被所有) 直接 8.04%	債務 被保証	賃貸借契約 に対する債 務 被 保 証 (注1)	4,399	—	—

(注1) 一部の事業所の賃借料について債務被保証を受けております。取引金額には、債務保証を受けている物件の年間賃借料（税込）を記載しております。なお、保証料の支払い及び担保の提供は行っておりません。

(一株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	33円78銭
1株当たり当期純利益	7円31銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

監 査 報 告 書

2025年7月1日から2026年6月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法及びその内容

私は、当社の取締役等から、職務の執行状況について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めました。また、重要な決裁書類及び報告書等を閲覧するとともに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び事業報告並びにこれらの附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2026年9月3日

株式会社D & I
監査役 鎌田 智

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 第17期(2025年7月1日から2026年6月30日まで)計算書類承認の件

会社法第438条第2項に基づき、当社第17期の計算書類のご承認をお願いするものであります。

議案の内容につきましては11頁から19頁までに記載のとおりであります。

取締役会といたしましては、第17期の計算書類が、法令及び定款に従い、会社財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1 【再任】	こばやし てつろう 小林 鉄郎 (1985年2月13日)	2007年4月 2009年8月 2021年6月	株式会社ジェイブレイン入社 当社設立 取締役 当社 代表取締役（現任）	249,900株
2 【再任】	たにぐちしんいち 谷口 真市 (1984年6月5日)	2008年4月 2009年1月 2015年1月 2016年4月 2021年10月	株式会社クイック入社 株式会社EST corporation入社 同社 取締役 当社 入社 当社 取締役 管理部長（現任）	—
3 【新任】	よねだ なおやす 米田 尚泰 (1989年3月24日)	2012年4月 2015年4月 2022年7月	エン・ジャパン株式会社 (現 エン株式会社) 入社 当社 入社 当社 執行役員（現任）	—
4 【新任】	なかき たけお 仲木 威雄 (1977年3月5日)	2001年4月 2004年4月 2004年9月 2009年9月 2012年7月 2012年7月 2013年1月 2014年9月 2018年6月 2021年7月 2024年7月	三菱信託銀行株式会社 (現 三菱UFJ信託銀行株式会社) 入社 プルデンシャル生命株式会社 入社 さわかみ投信株式会社 入社 同社 取締役 アスリートグリーン株式会社 取締役 さわかみ投信株式会社 非常勤取締役 同社 取締役 販売本部長 ユニオン投信株式会社 代表取締役 tsumiki 証券株式会社 代表取締役 レオス・キャピタルワークス株式会社 入社 当社 入社 執行役員（現任）	—

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査体制をより一層強化するため、新たに監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、監査役の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
せきね いちろう 関根 市郎 (1954年1月15日生)	1976年4月	足立信用金庫（現 足立成和信用金庫）入庫	—
	2009年6月	同社 常勤理事	
	2012年6月	株式会社ビジネスパートナーズ 代表取締役	
	2015年12月	LMNホールディングス株式会社 （現 タメニー株式会社）取締役	
	2018年6月	株式会社メイション （現 タメニー株式会社）監査役	
	2019年4月	当社 入社	
	2023年10月	当社 常務取締役	
	2025年10月	当社 取締役（現任）	

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、本議案が承認され関根市郎氏が監査役に就任した場合、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。

第4号議案 取締役の報酬等額改定の件

当社取締役の報酬額は、2024年9月25日開催の第15回定時株主総会において、年額3,840万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とご承認いただき、現在に至っております。

今後の事業拡大に伴う経営体制の変化、各取締役の職務内容および昨今の経済情勢等を勘案し、取締役の報酬額を年額10,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）に改定させていただきたいと存じます。

現在の取締役は3名（うち社外取締役0名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は4名（うち社外取締役0名）となります。本改訂は、報酬水準を競合他社に対して競争力あるレベルまで引き上げることを目的としており、相当であると考えております。

なお、第7号議案「取締役に対するストック・オプション報酬額の件」によりご承認いただく新株予約権に関する報酬等の額は、本議案の金銭報酬額とは別枠といたします。本総会終結後の取締役は4名（うち社外取締役0名）となる予定であります。

第5号議案 監査役の報酬等額改定の件

当社監査役の報酬額は、2024年9月25日開催の第15回定時株主総会において、年額120万円以内とご承認いただき、現在に至っております。

しかしながら、今後の監査体制の拡充を勘案し、監査役の報酬額を年額1,200万円以内に改定させていただきたいと存じます。本改訂は、報酬水準を競合他社に対して競争力あるレベルまで引き上げることを目的としており、相当であると考えております。

なお、現在の監査役の員数は1名ですが、第3号議案をご承認いただきますと、本総会終結後の監査役は2名となります。

第6号議案 スtock・オプションとしての新株予約権を発行する件

当社は、2026年9月4日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。ストック・オプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。新株予約権の行使価額については、会社法第199条第3項に定める特に有利な金額による発行に該当すると判断される可能性も否定できないため、慎重な手続きを経る観点から、株主総会において特別決議による承認を経て、取締役会にて決定いたします。

なお、具体的な付与対象者及び割当個数については、取締役会にて決定いたします。

ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、及び取締役に対しストック・オプションとして新株予約権を付与することを相当とする理由につきましては、当社の取締役及び従業員に対して、業績向上に対する意欲や士気を喚起することにより当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図るためのインセンティブを与えることを目的として、無償にてストック・オプションとしての新株予約権を発行するものであります。

1. 募集新株予約権の数等

(1) 募集新株予約権の数

5,820 個

(2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の名称

第4回新株予約権

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式10株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、500円とする。

新株予約権の行使価額については、当社の普通株式は東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しているものの、流動性が高くない等の理由から株式価値算定を行うことが望ましいものと判断し、新

株予約権の発行に際して定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルである DCF 法を基礎として、当社から独立した第三者機関である清水瞬公認会計士事務所に新株予約権の発行価額の公正価値算定を依頼し、当社が算出した株式価値を参考に行使価額を決定した。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

（４）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、2028 年 10 月 1 日から 2036 年 9 月 30 日とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合、その前営業日を最終日とする。

（５）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（６）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（７）新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

- ⑤ 新株予約権者は、当社が東京証券取引所その他これに類する国内または国外の証券取引所（ただし TOKYO PRO Market その他のプロ向け市場を除く。以下同じ。）に上場する日まで権利行使することができないものとする。また、上場後に行使可能な新株予約権の数は、（イ）上場した日から1年間は、当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の1／3まで、（ロ）上場した日から2年間は、当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の2／3まで、（ハ）その後は当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の全てとする。この比率を乗ずることにより生じる普通株式1個未満の端数は切り捨てる。

3. 新株予約権の割当日

2026年10月1日

4. 新株予約権の取得に関する事項

- （1）当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- （2）新株予約権者が権利行使をする前に、上記2.（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2.（2）に準じて決定する。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.（3）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

上記2.（4）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記2.（4）に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記2. (5) に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記2. (7) に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記4に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

第7号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額の件

第6号議案「ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件」が原案どおり承認可決されることを条件として、金銭報酬とは別枠として、会社法第361条第1項の規定に基づき、報酬等としてストック・オプションとしての新株予約権720個（上限）を取締役に付与すること、報酬等の額は上記ストック・オプションとしての新株予約権の公正な評価額に付与する新株予約権の個数を乗じた額とすることについて合わせてご承認をお願いするものであります。

取締役に対してストック・オプションとして付与する新株予約権は、公正な評価額に基づいて付与するものであり、相当であると判断しております。